

## 令和4年度 財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

令和4年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり公表します。

### 財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

健全化判断比率	伊 江 村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	5.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

備考：健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表す。

### 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

資金不足比率	伊江村水道事業会計	伊江村船舶運航事業会計
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0	

備考：各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。